

公益財団法人かがわ産業支援財団中小企業後継者育成事業実施要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）業務方法書（以下「業務方法書」という。）第138条の規定に基づき、中小企業後継者育成事業の実施について、必要な事項を定め、もって当該事業の適正な運営を図るものとする。

(業務の運営方針)

第2条 財団は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、県、市町、商工団体その他関係機関との緊密な連絡のもとに、業務方法書及びこの要綱の定めるところにより、その業務を効率的、かつ、効果的に運営するものとする。

第2章 事業の種類及び事業の内容等

(事業の種類)

第3条 財団が行う事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業大学校派遣研修事業
- (2) 先進企業経営技術・研究機関等への研修事業

(事業の内容及び事業対象者)

第4条 前条各号に規定する事業の種類に応じ、それぞれの事業の内容及び事業対象者は、別表1のとおりとする。

ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」という。）は、大企業とみなして、事業対象者からは除くものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業に就業又は経営に従事している者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業に就業又は経営に従事している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業に就業又は経営に従事している者

(支給の額及び支給の期間)

第5条 第3条各号に規定する事業にかかる助成金の支給の額及び支給の期間は、別表2のとおりとする。

第3章 申 請 手 続

(申 請)

第6条 第3条各号に規定する事業にかかる助成金の支給を受けようとする者は、次項に掲げる申請書に添付すべき書類を添えて、原則として別表3に定める期日までに理事長に提出するものとする。

2 申請書及び報告書の様式は以下のとおりとする。

(1) 第3条第1号に規定する事業に伴う中小企業大学校派遣研修費助成金支給申請書（報告書）第1号様式

(2) 第3条第2号に規定する事業に伴う先進企業経営技術・研究機関等への研修費助成金支給申請書（報告書）第2号又は第3号様式

(3) 前項の申請書にかかる推薦書の様式は第4号様式とする。

（決 定）

第7条 理事長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を支給するものと決定したときは、その内容を第5号様式により申請者に通知するものとする。

（報 告）

第8条 前条に規定する通知を受けた者は、第3条各号に規定する事業に係る研修を終了したときは、報告書を事業終了後速やかに理事長に提出しなければならない。

（提出書類の経由）

第9条 この要綱により理事長に提出する書類は、申請者の住所地を管轄する商工団体を經由しなければならない。

第4章 助成金の支給等

（助成金の支給時期）

第10条 理事長は、第8条の規定により提出された報告書を審査し、適当と認めたときに、助成金を支給するものとする。

2 助成金の支給の方法は原則として口座振替払とし、請求書（第6号様式）により行うものとする。

（概算払）

第11条 理事長は、特に必要と認めるものについては、前条の規定にかかわらず当該助成金を概算払することができる。

（助成金の返還等）

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給の決定を変更し、取消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正の手段により、助成金の支給を受けたとき。

(3) 研修の内容等が著しく不適當であるとき。

（その他の事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に当初の決定がなされた場合は、なお従前の例による。

別表1（事業の内容と事業の対象者）

事業の種類	事業の内容	事業対象者
(1) 中小企業大学校 派遣研修事業	中小企業大学校が実施する中小企業のための人づくりに必要な各種研修コースを受講する者に対して、必要な派遣研修費の一部を助成する。	原則として、香川県内に本社を置く中小企業（ただし、みなし大企業は除く。）の若手後継者又は青年経営者で、かつ、各商工会議所、各商工会、商工会連合会又は中小企業団体中央会（以下「商工団体」という。）が認めたもの（以下「若手後継者又は青年経営者」という。） (1) 若手後継者 ①現在中小企業に就業中であり、将来中小企業経営に従事する見込みのある者又は経営幹部候補の者 ②申請日において年齢が55歳以下の者 (2) 青年経営者 ①現在中小企業経営に従事している経営者、役員又は経営幹部の者 ②申請日において年齢が55歳以下の者
(2) 先進企業経営技術・研究機関等への研修事業	① 先進企業における優れた経営、技術等を習得する者に対して、必要な研修費の一部を助成する。 ② 国、県等の指導又は研究機関において、経営、技術等を習得する者に対して、必要な派遣研修費の一部を助成する。	同上

別表 2 (助成金の額)

事業名	助成金の額
	支給期間
(1) 中小企業大学校派遣研修事業	受講料、往復旅費及び大学校併設寮等宿泊料の合計額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は500千円のいずれか低い額 各コースの期間
(2) 先進企業経営技術・研究機関等への研修事業	① 往復旅費及び宿泊料の合計額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） ② 受講料の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） ①30日以内 ②研修期間

別表 3 (申請書の提出期日及び提出部数)

事業の種類	提出書類	提出期日	提出部数
(1) 中小企業大学校派遣研修事業	中小企業大学校派遣研修費支給申請書 ・ 商工団体の長の推薦書 ・ 事業主の承諾書 ・ 研修生カード ・ 勤務先企業概要等一覧表 ・ 法人の登記事項証明書	研修日の30日前	1部
(2) 先進企業経営技術・研究機関等への研修事業	① 先進企業経営技術研修費支給申請書 ・ 商工団体の長の推薦書 ・ 事業主の承諾書 ・ 健康診断書 ・ 研修生カード ・ 勤務先企業概要等一覧表 ・ 法人の登記事項証明書	研修日の30日前	1部
	② 研究機関への派遣研修事業に対する助成事業費支給申請書 ・ 商工団体の長の推薦書 ・ 事業主の承諾書 ・ 研修生カード ・ 勤務先企業概要等一覧表 ・ 法人の登記事項証明書	研修日の30日前	1部